

ほぼ毎週
発行

労働法大改悪阻止 闘争本部ニュース No.18

No.18 2014.12.26

■労政審—法案提出に向けた今後のスケジュールが示される—

12月24日、第121回労政審労働条件分科会が開催され、新たな労働時間法制について議論が行われました。

新たな労働時間制度の要件・効果等、具体的な制度の中身については、今回も特に提出されず、前回に引き続き、制度導入の賛否について、労使それぞれの意見の応酬が行われました。

労働者側が、成果を評価することは現行制度でも十分に可能であり、新制度を導入する必要などない旨追及したことに対し、使用者側は、現行制度では処遇の不公平感が生まれてしまう、現行制度と新制度は制度趣旨が異なる等、かみ合わない返答をしたに留まりました。9月に分科会が再開した時点の議論状況からの大きな変化はなく、相変わらず議論は平行線のままです。

もっとも、今後のスケジュールについては、動きが見られました。

まず、厚労省から、次期通常国会の法律案提出期限に間に合わせる必要がある関係から、1月中旬に分科会としての議論を取りまとめたとの報告がありました。

また、1月中旬に行われる次回の分科会において、事務局から報告書の骨子案が出されることになりました。そこで、新たな労働時間制度の要件・効果等が出てくるものと思われるため、注目が必要です。

■第1回過労死等防止対策推進協議会開催

11月に施行された過労死防止法に基づいて、遺族や専門家が参加して対策について

話し合う協議会である、過労死等防止対策推進協議会の初めての会合が、12月17日に開かれました。

会合では、塩崎厚生労働大臣が「痛ましい過労死を防ぐために知識や経験に基づいた貴重な意見をいただきたい。関係省庁とも連携して過労死防止に全力で取り組んでいく」とあいさつしました。

過労死防止法制定に取り組んできた過労死弁護団や遺族の会からも、複数の協議会委員が選任され、「息子は勤務時間が適切に管理されておらず徹夜しても休むことができなかった。そうした実態を調査することが過労死防止につながる」「労働時間が把握されておらず過労死の立証が困難なケースも多い。そうした場合の救済策も検討すべきだ」等の意見を述べました。

厚生労働省は、今後、協議会の議論を踏まえ、来年6月にも過労死防止のための具体的な対策を取りまとめることにしています。

実効性のある過労死防止策と、長時間労働を促進する残業代ゼロ法とが矛盾するのは誰が見ても明らかです。過労死防止の取り組みとも連携して、労働法改悪の取り組みを広く進めていくことが必要です。そういった意味でも、今後の議論の動向にも要注目です。

■神奈川で労働法制改悪反対する集会開催の決定！（2015年3月2日）

2015年は労働法改悪阻止の決戦となる1年です。ぜひ、神奈川に負けずに、他の地域でも取り組みを進めて頂きたいと思います。

[発信元] 日本労働弁護団

〒101-0062 千代田区神田駿河台3-2-11 連合会館4階

TEL: 03-3251-5363 FAX: 03-3258-6790